第七章　苦情の処理

（苦情の処理）

第二十四条　国土交通省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2　国土交通省関係事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第八章　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

（法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応）

第二十五条　国土交通省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる措置を適切に実施することが望ましい。

一　事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたること。

二　事実関係に基づき、影響が及ぶ範囲を特定すること。

三　第一号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施すること。

四　影響を受ける可能性のある本人へ速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

五　事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表すること。

2　国土交通省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに国土交通大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第九章　雑則

（ガイドラインの見直しについて）

第二十六条　このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附　則

このガイドラインは、公布の日より適用する。

○国土交通省告示第三百六十四号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

島根県の部邑智郡の項中「邑南町」を「邑南町　美郷町」に改める。

○国土交通省告示第三百六十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(17)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　津市栗真町屋町字北浜一二五六番一地先の測量標（北緯三四度四五分〇六秒、東経一三六度三一分五三秒）から二五九度四二分三六秒一八・二一メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十四年三月三十日

(2)　(1)に掲げる地点から一〇八度五五分一一秒三〇〇・八二七メートルの地点

(3)　(2)に掲げる地点から一九四度二九分一九秒一〇五〇・〇〇〇メートルの地点

(4)　(3)に掲げる地点から一九五度一二分二五秒三二〇・〇〇〇メートルの地点

(5)　(4)に掲げる地点から二〇三度〇〇分二八秒一九七・二八〇メートルの地点

(6)　(5)に掲げる地点から二〇四度四五分四三秒四九・三〇四メートルの地点

(7)　(6)に掲げる地点から二二一度二一分一一秒一三五・三八九メートルの地点

(8)　(7)に掲げる地点から三一〇度四二分二五秒八三・六九二メートルの地点

(9)　(8)に掲げる地点から四〇度四二分二五秒一二五・二九九メートルの地点

(10)　(9)に掲げる地点から二三度五〇分〇〇秒二六・五七四メートルの地点

(11)　(10)に掲げる地点から七度三九分一二秒一三三・六五三メートルの地点

(12)　(11)に掲げる地点から二六九度四九分三七秒六一・二六三メートルの地点

(13)　(12)に掲げる地点から五度一九分〇四秒一八・二六八メートルの地点

(14)　(13)に掲げる地点から五度一九分〇五秒三〇六・一七〇メートルの地点

(15)　(14)に掲げる地点から一一度三三分二七秒七四・三一九メートルの地点

(16)　(15)に掲げる地点から一〇度五八分四八秒三七八・六八〇メートルの地点

(17)　(16)に掲げる地点から一一度〇八分一六秒三三四・三七八メートルの地点

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　津市島崎町一九一番三地先の測量標（北緯三四度四四分〇五秒、東経一三六度三一分四四秒）から二〇六度三一分二三秒一五・八三九メートルの地点

(2)　(1)に掲げる地点から七九度四一分五六秒五〇・〇〇〇メートルの地点

(3)　(2)に掲げる地点から一八一度五二分五〇秒一七四・三一二メートルの地点

(4)　(3)に掲げる地点から二五九度四一分五七秒五〇・〇〇一メートルの地点

○国土交通省告示第三百六十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

指定する地域	期間
道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「武生交通圏」	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで